



成年年齢が18歳に引き下げられます

## ◎ 18歳(成年)になると何ができるの？

4月から、民法改正により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。成年年齢の見直しによって、できること、できないことを確認しましょう。

### できること



18歳(成年)になったらできること

- 親の同意がなくても契約ができる
  - 携帯電話の契約
  - ローンを組む
  - クレジットカードをつくる
  - 一人暮らしの部屋を借りる など
- 10年有効パスポートの取得
- 公認会計士、司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る
- 女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳になれば結婚できる
- 性同一性障害の人が性別の取扱いの変更審判を受けられる

※ 普通自動車運転免許の取得は従来と同様、「18歳以上」で取得できます。

### できないこと

20歳にならないとできないこと

- 飲酒をする 
- 喫煙をする 
- 競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券(馬券など)を購入する
- 大型・中型自動車運転免許の取得
- 養子を迎える など

### ■ 関連情報

成年年齢や契約等について、詳しくは下記のホームページをご覧ください。



【成年年齢 18歳】  
(政府広報)



【大人への道しるべ】  
(法務省)



【18歳から大人】  
(消費者庁)

## ◎ 若者を狙った消費者トラブルに注意しましょう！

### ■ 18歳になると未成年者による契約の取消しができなくなります

自分の意思で契約できるため、民法の未成年者取消権による取消しができません。

### ■ 成年になったばかりの若者が狙われています

SNSでの勧誘、もうけ話(情報商材、暗号資産等)などには注意しましょう。

### ■ 消費者トラブルに遭わないように注意しましょう

契約書はよく読み、支払いができるかしっかり確認して契約しましょう。

### ■ 契約等で「困ったな」と思ったらご相談ください

- 消費生活センター ☎ 82-1139 (平日 8:30 ~ 17:15)
- 消費者ホットライン ☎ 188 (土・日曜日、祝日 10:00 ~ 16:00)



【市HP】

## ◎ 本市では 20歳を対象に式典を開催します

本市では成年年齢引き下げ後も、20歳での式典開催を継続します。日程については、現行の1月(成人の日の前日)を予定しており、新たな名称で開催します。 図社会教育課



図消費生活センター(生活安全課内)  
図社会教育課 ☎ 82-1139